

# 報道資料

平成29年5月12日

1 件 名	国民健康保険料の軽減判定誤りについて
2 日 時	平成29年5月12日 (金)
3 場 所	
4 内 容	<p>国民健康保険の被保険者のうち一部の方について、保険料の均等割及び平等割部分の軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収が判明しましたので、次のとおり発表します。</p> <p>(1) 事案の経緯及び概要</p> <p>平成28年12月27日に厚生労働省から後期高齢者医療制度において、電算処理システム（国から提供されている全国統一の標準システム）の設定誤りにより、保険料の軽減判定が誤って行われ、保険料の過大・過小徴収があったと報道発表がありました。</p> <p>これを受けて、本市の国民健康保険料の軽減判定について調査を行ったところ、被保険者の一部の方について同様の軽減判定誤りがあることが判明しました。その後、過去に遡って調査を実施し、今回、軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収の件数が確定したものです。</p> <p>(2) 誤りの内容及び原因</p> <p>保険料の軽減判定を行う基礎となる所得においては、青色事業専従者給与額は必要経費に算入することができないため、地方税法とは異なり、青色事業専従者給与額を含めず計算した繰越損失額を用いるべきところ、誤って地方税法と同様の繰越損失額を用いていました。</p> <p>また、年金収入（65歳以上の者の課税対象となる年金に限る）が120万円を超える者は、公的年金等特別控除として、当該120万円を超える額（上限15万円）を所得から控除することとなりますが、青色申告者の繰越損失額を計算する際も同様に控除すべきところ、控除していませんでした。</p> <p>この誤った計算の所得により軽減判定を行っていたため、軽減区分に誤りが生じました。</p>

※対象となるのは、次のいずれの条件も満たす被保険者

- ①世帯主、世帯主以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている、又は、年金収入（65歳以上の者の課税対象となる年金に限る）が120万円を超える青色申告者である。
- ②所得を再計算した結果、均等割及び平等割の軽減区分が変更となる。

(3) 対象件数（世帯数）及び金額

	増額更正（追加徴収）		減額更正（還付）	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
平成 28 年度	4	82,460	2	▲68,910
平成 27 年度	7	216,570	6	▲167,930
平成 26 年度			8	▲313,080
平成 25 年度			5	▲214,430
平成 24 年度			12	▲457,760
平成 23 年度			8	▲269,000
計	11 〔実数 10 世帯〕	299,030	41 〔実数 32 世帯〕	▲1,491,110

(4) 今後の対応について

保険料の追加徴収又は還付の対象となる被保険者の方に対しては、お詫びするとともに、保険料の徴収が過小となっている被保険者に対しては丁寧に説明した上で本来の保険料の納付をお願いし、保険料の徴収が過大となっている被保険者に対しては速やかに還付を行います。

今後、このようなことが発生しないよう、国民健康保険料の軽減判定の算定において、被保険者の繰越損失額を独自に管理するとともに、チェック作業の徹底を図る等、業務の遂行に万全を期してまいります。

5 出席者

6 問い合わせ

健康福祉部 保険年金課 （担当：松尾）  
Tel 083-934-2802